

市町村の意見反映の仕組みについて（案）

新たに以下の責務規定を追加。

- 認定を受けた特定広域連合等は、第三条に定める基本理念にのっとり、移譲事務等その他の当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に当たって、できる限り関係市町村の意見を反映するよう努めなければならない。
- 特定広域連合等は、市町村の意見を聴いたときは、できる限り当該市町村の意向を事務等移譲計画に反映するよう努めなければならない。



既に法案に規定

事務等移譲計画
の市町村意見聴取
(§7③)

特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、市町村の意見を聴いた上、事務等移譲計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
(開始時)

毎年度の実施計画
の市町村意見聴取
(§19②)

認定を受けた特定広域連合等は、毎年度、市町村の意見を聴いた上、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。
(毎年度)



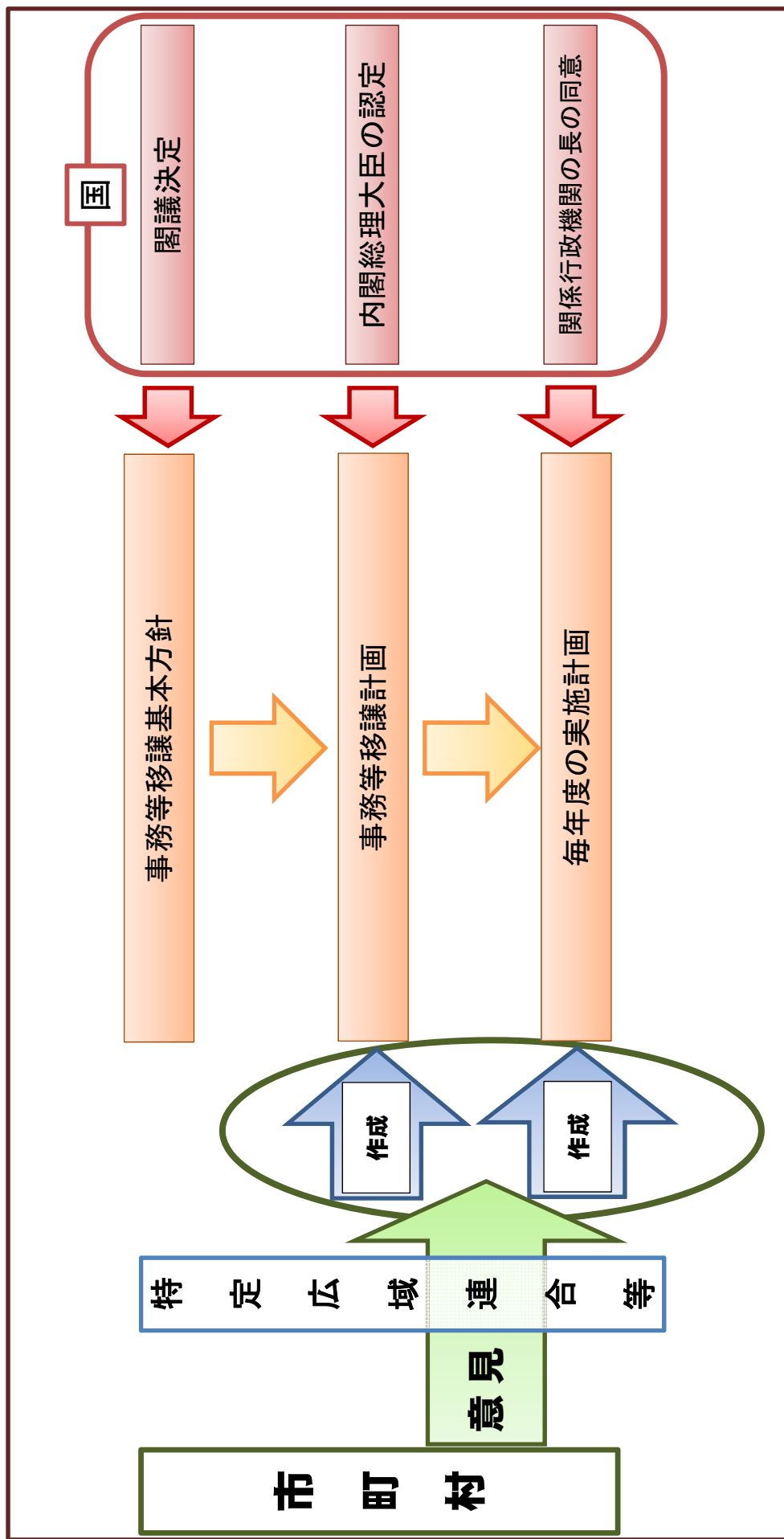
法律に基づく事務等移譲基本方針
(閣議決定)

いわゆる
協議の場の設置

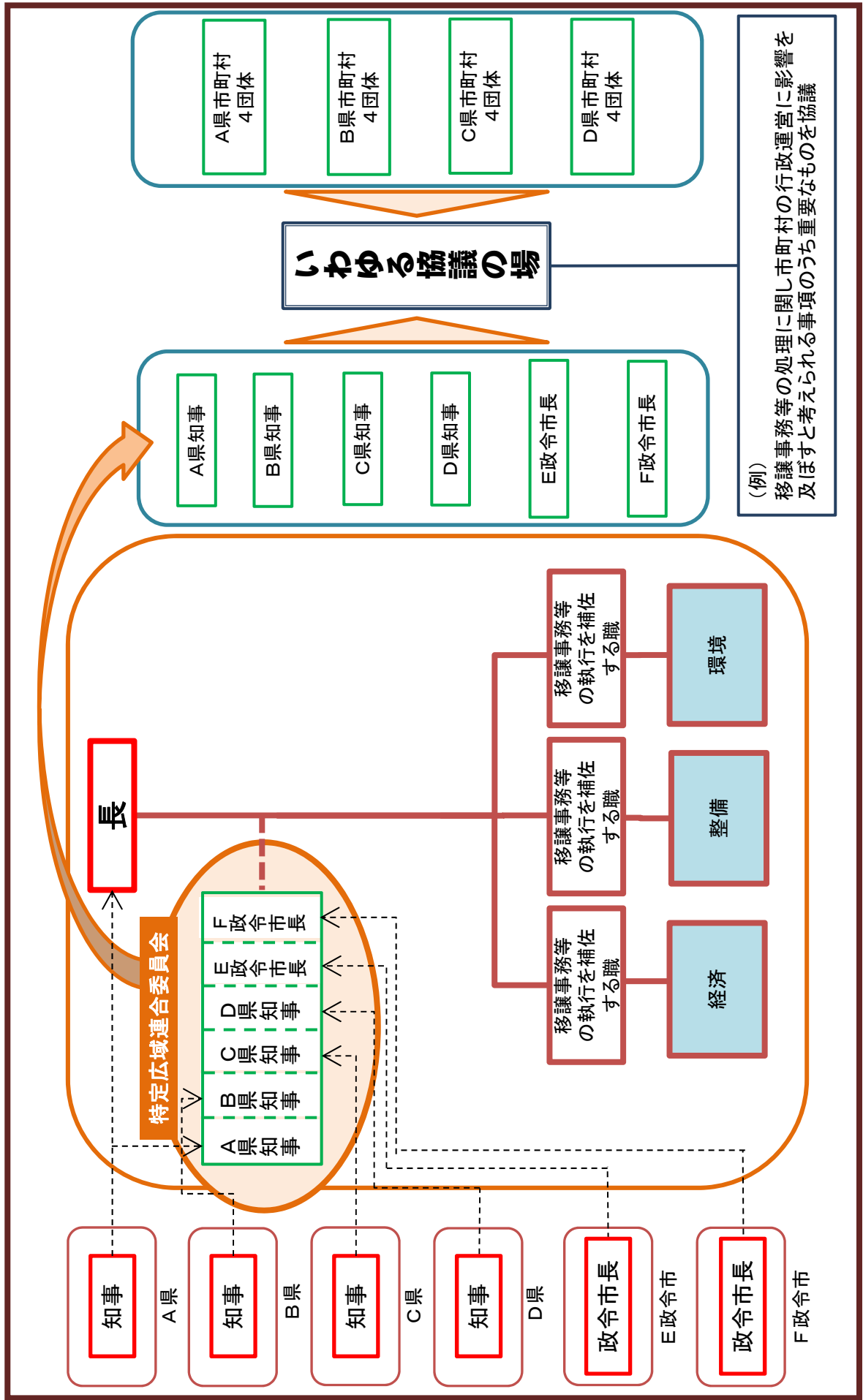
特定広域連合
委員会への
市町村代表の参加

※実施計画の作成及びこれに関連する事項等

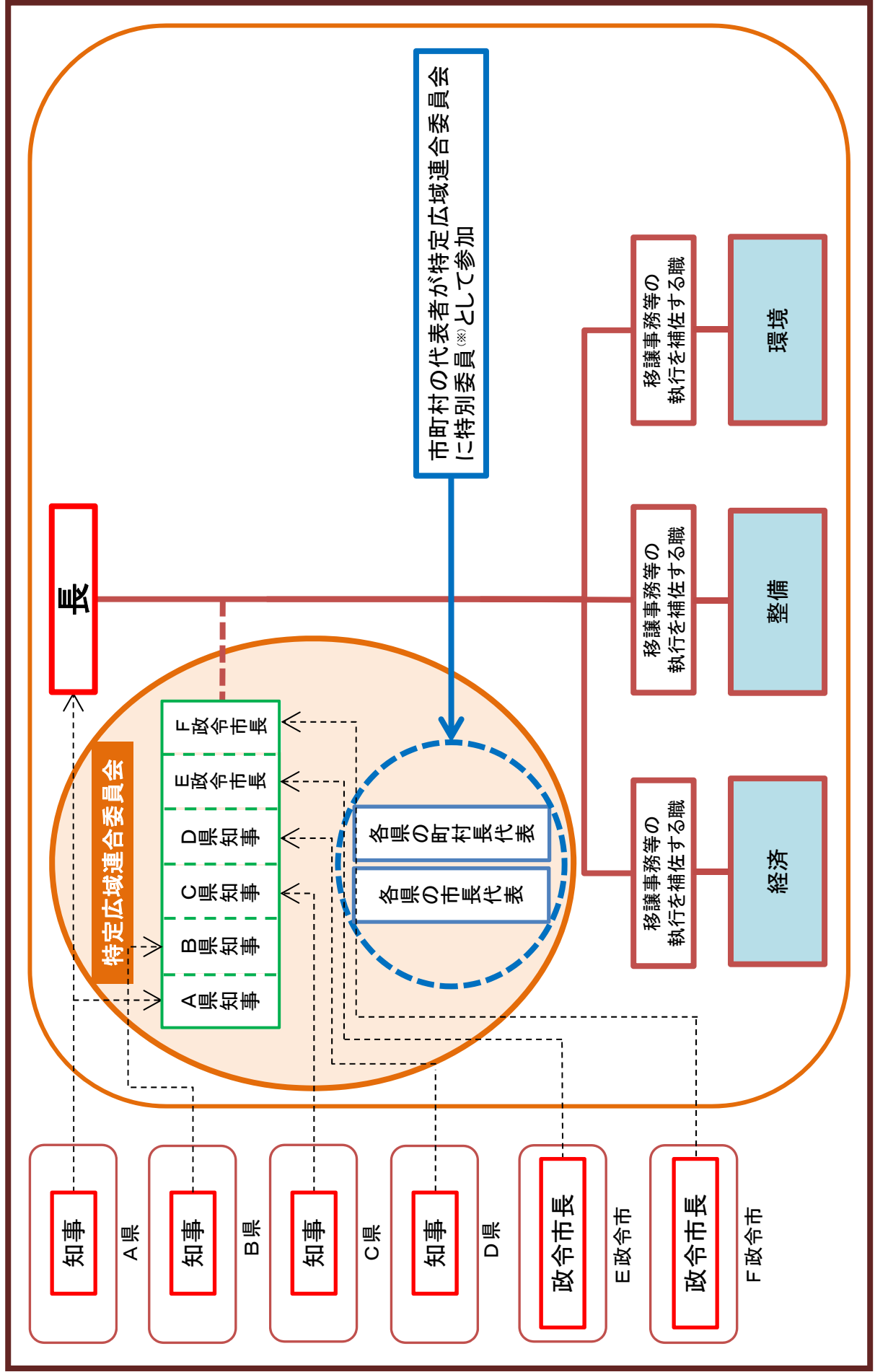
市町村の意見反映の仕組み①（イメージ）



市町村の意見反映の仕組み② (イメージ) (いわゆる協議の場)



市町村の意見反映の仕組み③（イメージ）（特定広域連合委員会への参画）



※特別委員は、実施計画の作成及びこれに関連する事項等が審議される場合に、議決権を有しないが、会議に出席し意見を述べることができる。